



弁護士会の国際活動

第2回 台北での国際交流—台北律師公會との友好協定調印式及び関連行事—

国際委員会副委員長 三好 慶 (60 期)

同 瀧澤 渚 (67 期)

1 はじめに

台北律師公會は、1947年に設立された台湾における最大の単位会（弁護士会）であり、会員数は8464名（2024年12月31日現在）と、全国の登録弁護士の約7割を占める。

当会は、2023年7月に樋口一磨国際委員会委員長と三好慶国際委員会副委員長が、台北律師公會の洪邦桓国際事務委員会委員とIBA（国際法曹協会）Asia & Pacific M&A Conferenceの機会に両会の友好関係の構築を企図して以降、実務者レベルでの企画、交流を継続してきた。

そして、2024年3月には、台北律師公會の張志明前理事長らご一行の当会への表敬訪問を受け入れ、日台の個人情報保護法に関するセミナー及び懇親会を行った。

このような背景の下、当会と台北律師公會の間で友好協定調印の合意が醸成され、2025年1月10日に台北市において調印式及び関連行事が行われることとなった。

当会からは上田智司前会長、町田行功前副会長、樋口当委員会委員長、当方ほか、合計22名の会員が参加し、かつ、台北律師公會からも30名以上の役員、会員が参加した。

本稿では、日本側にて企画を担当した当委員会より、台北での国際交流の様子を以下報告する（なお、当会ウェブサイトには、詳細版の記事を掲載している*1）。

2 台北での国際交流の行程

国際交流の行程（2025年1月10日）

10:00-11:00	司法院訪問
11:30-12:45	全國律師聯合會訪問・昼食
14:00-17:30	台北律師公會にて友好協定調印式・シンポジウム・記念品の交換・写真撮影
19:00-21:00	晩餐会

今回の行程は、台北律師公會のアレンジにより、台湾の憲法裁判所である司法院の訪問からはじまり、次に、台湾において日弁連に相当する役割を果たす全國律師聯合會を訪問した。

その後、台北律師公會にて友好協定調印式及びシンポジウムが行われ、引き続いて晩餐会が催された。

3 司法院（憲法裁判所）訪問

台湾では、違憲審査権は、最高法院から独立した機関である司法院に付与されている。

司法院は日本統治時代の建物であり、建物全体は、「日」という形をしており、迎賓室の天井に菊の紋章があり、かつ、院の歴史を紹介する展示品には毛筆で書かれた日本語の古文書が多いなど、日本との繋がりが示されていた。

今回の訪問では、その格式ある迎賓室にお招きいただいたうえ、謝銘洋司法院院長からご挨拶を頂くなど、大変高い格式でのお迎えを頂戴した。これに対し、当会からは、上田当会前会長より丁寧に答礼を述べた。

また、ご挨拶の後は、実際の憲法法廷にご案内いただき、憲法法廷の研究法官（日本の最高裁判所調査官に相当）から、司法院の組織、権限及び法制度内での位置付けなどについて、判りやすいご説明をいただいた。傍聴席の半分が記者席であることや、公式のウェブサイトからYouTubeで憲法法廷の審理が生中継されるとのことが印象的であった。

なお、司法院訪問の様子は、司法院発行の司法週刊に掲載されている*2。

4 全國律師聯合會訪問

全國律師聯合會は、日本でいう日本弁護士連合会に相当する組織で、単位会だけがメンバーとなるその前身組織から、律師がメンバーとなる現在の組織に改変されたうえ、2021年1月に新たに発足したものである。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/known/iinkai/kokusai/news/2025110.html>

* 2 : 司法週刊No2242 <https://www.judicial.gov.tw/tw/dl-227009-ac6d20d0b51b41c7beedd8c4000b2d50.html?view=1>

当日は、同会の李玲瑯理事長からご挨拶をいただき、上田当会前会長から答礼を述べた。その後、両会からのプレゼンテーションが行われ、謝宏明国際事務委員会委員長より台湾の法曹制度、弁護士会の制度や司法統計的な数字の紹介が、当会からは樋口当委員会委員長より当会の紹介が行われた。

5 友好協定調印式及びシンポジウム (於 台北律師公會)

(1) 友好協定調印



調印式では、まず張前台北律師公會理事長及び上田当会前会長のご挨拶があり、2024年

来日の際に張前理事長ご一行が当会にご訪問されたことで、実務者レベルのみならず、張前理事長と当会上田前会長のトップ同士の信頼関係まで醸成され、それが今回の友好協定に繋がったとお話があった。その後、両会の友好協定が調印され、記念品交換・写真撮影などのセレモニーが厳粛に執り行われた。

(2) シンポジウム

シンポジウムは、「裁判員裁判の実情」というテーマで執り行われた。台湾では国民法官制度（台湾版の裁判員裁判制度）が丁度2023年に施行されたところであり、両国の比較は、時宜を得た関心度の高いテーマであった。

当会からは、刑事弁護委員会の榊原一久委員長、大久保博史副委員長及び安藤光里委員が、各々のご経験に基づき、日本の裁判員裁判制度の当初の狙いと期待、現時点の評価、裁判員裁判の実務運用を、大変分かりやすく解説され、台北側から活発な質問が寄せられた。

これに対して、台北律師公會からは、唐玉盈司法改革委员会主任委員及び薛煒育刑事手続法委員会委員により、台湾の国民法官制度の制度立上げ時期の様々な課題と、これら課題の解決に向けた諸活動についてご説明があった。

調印式とシンポジウムの締めくくりとして、現台北律師公會理事長である同会徐頌雅前常務理事と当会の町田行功前副会長からクロージングのご挨拶があり、両会の親睦が確認された。

6 公式晩餐会

公式晩餐会には、張前理事長、上田前会長ほか多数の両弁護士会関係者が出席した。

当該晩餐会でふるまわれたワインは、台北律師公會の林志剛律師が個人的に提供くださったものということであり、張前理事長からその珍しいワインについて詳しいご解説があるなど、晩餐会には、高い格式のなかにも台北律師公會のおもてなしの心が込められており、台北の様々な先生方との交流を育むまたとない機会となった。

7 おわりに

今回の台北訪問は、当会ウェブサイトやメールマガジン等で広報したほか、各委員会のメーリングリストでも周知・案内を行った結果、理事者や国際委員会委員に限らず、刑事弁護委員会をはじめとして、広く各委員会に所属する会員が参加するものとなり、当会全体として、海外弁護士会へ訪問する形で、訪問・交流を実現することができた。

また、今回の調印式を通じて、台北律師公會の誠意と熱意を直接感じられたことの意味は大変大きく、訪問団としても台北律師公會との交流とともに、多くの知見を得ることができ、大変有意義なものとなった。

このような意義深い訪問が実現できたのも、友好協定の締結と交流促進をご承認、ご支援くださった理事者や関係各位のおかげであり、この場を借りて感謝の意を表したい。

また、とりわけ、今回、刑事弁護委員会が裁判員関連の説明、発表をお引き受け下さったことにより、今回の台北律師公會とのシンポジウムの中身が実を伴うものとなった。お引き受け下さった刑事弁護委員会の皆様にも感謝を申し上げたい。

友好協定の締結は、はじまりにすぎないところ、この協定をより実質的で意義深いものとするように、引き続き尽力していく所存である。

